

# 学校PTA会則

- 第1条 本会は \_\_\_\_\_ 学校PTAと称する。
- 第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校および家庭・社会における生徒の幸福の増進と健全な育成を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動する非営利的・非政党的でなければならない。
- 第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員で組織する。
- 第5条 本会に次の役員および委員をおく。役員は原則として保護者および教職員中より選出する。
- 第6条 役員および委員の任期は1年とする。
1. 任期終了後といえども、後任者が決まるまではその任務を担当しなければならない。
  2. 補欠によるものは前任者の残任期間とする。
- 第7条 役員および委員の選出は次の通りとする。
1. 役員は指名委員会によって選出し、総会の承認を得る。
  2. 各学級ごとに校外指導、成人教育、広報、指名、各学年委員を選出する。
  3. 各委員会は委員長1名、副委員長3名（うち1名は教職員）を互選する。
- 第8条 役員および委員の任務は次の通りとする。
1. 会長は本会を代表して会務を総理する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
  3. 書記は文書ならびに本会の運営に関する事務を処理し、年度末総会においては活動の内容を報告する。
  4. 会計は本会の会計事務一切を担当し、新年度総会においては会計監査を得た決算報告をする。
  5. 会計監査は会計事務を監査し、その意見を総会において報告する。
  6. 委員はPTA諸行事活動に参画し、これに協力する。
- 第9条 校長はすべての会に参画できる。
- 第10条 会議は次の通りとする。  
定期総会・臨時総会・役員会・実行委員会・各委員会・その他会長が必要と認めるもの
- 第11条 実行委員会の構成は次の通りとする。  
役員・各委員会委員長および副委員長のうち1名
- 第12条 会議は会長がこれを召集する。
- 第13条 総会（定期）は年1回以上、その他の会は必要に応じ随時開かれる。  
ただし、会員の10分の1以上の要求があった場合は、会長は総会を開かなければならない。
- 第14条 すべての会の議決には出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第15条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれに当て、会費の額は総会の承認を得なければならない。
- 第16条 会費は1世帯年額 \_\_\_\_\_ 円とする。
- 第17条 本会の資産は第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。
- 第18条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会会則は総会の承認を得なければ改正することはできない。
- 第20条 会長は本会会則の施行に関し、必要の応じて細則を定めることができる。
- 第21条 1. 本会は前役員を顧問に委嘱することができる。  
2. 顧問の任期は、会長を除き1年とする。
- 第22条 本会則は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日より施行する。